

平成 25 年 12 月 25 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号  
株式会社 仙 台 銀 行

電子記録債権を活用した女川町災害公営住宅建設事業等支援スキーム構築に関する  
業務協力協定の締結について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、株式会社三菱東京UFJ銀行（本店 東京都 頭取 平野 信行）並びに株式会社三菱総合研究所（本社 東京都 代表取締役社長 大森 京太）と電子記録債権を活用した女川町災害公営住宅建設等支援スキーム構築に関する業務協力協定を締結致しましたのでお知らせします。

記

1. 締結日

平成 25 年 12 月 25 日（水）

2. 業務協力協定先

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三菱総合研究所

3. 目的

地元金融機関である当行の復興支援実務、知見と、三菱東京UFJ銀行と三菱総合研究所が有する電子記録債権をプラットフォームとしたコンサルティング実績を活用し、被災地である女川町の円滑な災害公営住宅建設を支援するための新たな金融支援スキームの構築に向けて検討してまいります。

以 上

(備考)

1. 女川町では、一般社団法人女川町復興公営住宅建設協議会との間で、「東日本大震災の被災者の居住の用に供する離半島部木造災害公営住宅の整備について基本協定」を締結しております。
2. 同じく女川町では、独立行政法人都市再生機構（UR）との間で、「女川町離半島部買取災害公営住宅整備事業における業務支援に係る覚書」を締結しております。
3. 「電子記録債権」とは、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の指名債権・手形債権などとは異なる新たな金融債権です。電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）により、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい種類の金融債権であり、この法律は平成 20 年 12 月 1 日に施行されています。

本件に関する問合せ先  
地元企業応援部企画室  
木村  
TEL 022-225-8310